令和７年７月
海　事　局
船員政策課
海　技　課

船員法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令案について

１．背景

船員不足の深刻化への対応等を目的とした「船員法等の一部を改正する法律」（令和７年法律第 32 号。以下「改正法」という。）が令和７年５月 14 日に公布された。

改正法においては、コンテナ海中転落時の即時通報、海上労働の安全衛生に関する基本訓練等の義務付け、漁ろうに従事する外国船舶の監督、特定漁船に乗り組む船員の要件の新設、漁ろう操船講習の義務付け等が規定された。

これらの改正に関しては、

（１）コンテナ海中転落時の即時通報については、1974 年の海上における人命の安全のための国際条約附属書（以下「SOLAS 条約附属書」という。）の改正が日本国について効力を生ずる日

（２）上記以外については、1995 年の漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約（以下「STCW-F 条約」という。）が日本国について効力を生ずる日

から施行されるところ、船員法施行規則（昭和 22 年運輸省令第 23 号）、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 91 号。以下「船舶職員法施行規則」という。）等について所要の規定の整備を行う必要がある。

２．概要

（１）船員法施行規則の一部改正

①　コンテナ海中転落時の即時通報（第２条の３関係）

○　改正後の船員法（昭和 22 年法律第 100 号。以下「新船員法」という。）第 13 条の２は、コンテナが海中に転落した場合における船長による通報義務等について規定しているところ、以下の事項についてそれぞれ次のように定めることとする。

（ⅰ）義務付け対象船舶：原則として無線電信等の設備を有する船舶

（ⅱ）通報事項：通報者の氏名及び転落したコンテナの見込み数等

（ⅲ）通報方法：

（ア）付近にある船舶：安全通信

（イ）最寄りの海上保安機関及び旗国の権限のある機関：安全通信、無線電信又は電子メール等

（ⅳ）通報先となる船舶：安全通信の電波を受信できる範囲に存在するもの
（ⅴ）船長に代わって通報を行うよう努める船舶の運航に関し権原を有する者：船舶所有者から船舶の運航の責任を引き受けて船舶を運航する者

②　漂流コンテナ発見時の即時通報（第３条の２関係）

○　漂流物等に遭遇した場合における船長による通報義務を規定する船員法第 14 条の２に基づく船員法施行規則第３条の２は、当該通報の詳細を規定している。

○　今般、SOLAS 条約附属書の改正により、漂流するコンテナを発見した場合における船長による沿岸国への通報の義務化及び通報事項の明確化がなされたことに伴い、同条を改正し、漂流物のうち漂流コンテナを発見した場合の通報事項について、以下のとおり一部明確化することとする。

・船舶の名称等
・船長の氏名
・通報先の海上保安機関の名称
・風向及び風力又は風速、潮流の流向及び速度、海象及び波高等

③　海上労働の安全衛生に関する基本訓練等の義務付け（第 52 条～第 52 条の６関係）

○　新船員法第 81 条の２～第 81 条の５は、船舶所有者による船員との雇入契約締結時における基本訓練の実施及び遠洋区域を航行区域とする船舶等において船長等の職務を行う旨を定めた契約（以下「特定雇入契約」という。）の締結時における実技講習の実施について規定しているところ、以下の事項について定めることとする。

（ⅰ）漁ろうに従事する船舶以外の船舶に乗り組む船員又は漁ろうに従事する船舶に乗り組む船員の区分に応じた、生存技術に関する事項等の基本訓練の内容
（ⅱ）基本訓練の修了証明書の交付の手続
（ⅲ）基本訓練に係る記録の作成及び保存
（ⅳ）特定雇入契約の対象となる船舶の航行区域及び総トン数並びに職務の内容
（ⅴ）生存技術・消火技術に関する事項の実技講習の内容
（ⅵ）再講習の内容

④　登録生存講習機関及び登録消火講習機関（第 57 条の２～第 57 条の 18 関係）

○　新船員法第８章の２は、実技講習（生存講習及び消火講習）を実施するための民間の機関として、登録生存講習機関及び登録消火講習機関を設け、それらの登録要件等について規定しているところ、当該機関の登録手続及び審査基準並びに登録後の所要の手続等について定めることとする。

⑤　漁ろうに従事する外国船舶の監督（第 78 条の２の５関係）

○　新船員法第 120 条の３は、国土交通大臣による特定の外国船舶への立入検査（PSC）について規定しているところ、当該船舶に漁船を追加することとする。

（２）船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部改正

①　特定漁船の定義及び特定漁船に係る履歴限定（第２条の８、第３条第１項第４号及び第４条第３項関係）

○　改正後の船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和 26 年法律第 149 号。以下「新船舶職員法」という。）第５条第２項は、海技士（航海）に係る海技免許を行う場合は、漁ろうに従事する特定の船舶（以下「特定漁船」という。）であるか否かの別ごとに、乗船履歴に応じ、船舶職員の職についての限定（以下「履歴限定」という。）をすることができることと規定しているところ、特定漁船に該当する従業区域及び総トン数について定めることとする。

○　また、特定漁船に乗り組む者の海技免許に履歴限定をする場合に必要な乗船履歴及び限定される船舶職員の職について定めるとともに、当該者に対してその乗船履歴を証明する書類の提出を求めることとする。

②　特定漁船に類する船舶の定義及び特定漁船への乗組み要件（第 60 条の８の５～第 60 条の８の７関係）

○　新船舶職員法第 18 条第４項は、特定漁船に所定の職務を行う船舶職員として乗り組むための要件として、特定漁船に類する船舶における乗船履歴を保有していることを規定しているところ、当該船舶については総トン数５トン以上の船舶とし、当該乗船履歴については原則２年以上と定めることとする。ただし、学校教育法第１条に規定する高等学校、大学（水産に関する学科を置くものに限る）等で一定の単位数を修得した者については、１年以上とする。

○　また、同項は、当該要件として、漁船を操船する場合のみに必要となる知識及び能力を習得するための講習を修了していることも規定しているところ、知識については、漁ろう設備の使用が操船に与える影響等、能力については、漁ろう設備を使用した操船等と定めることとする。

③　STCW-F 条約締約国資格証明に関する規定の準用（第 65 条の７関係）

○　新船舶職員法第 22 条の２において、1978 年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約（以下「STCW 条約」という。）に適合する船舶の運航又は機関の運転に関する資格証明書を受有する者であって国土交通大臣の承認を受けたものは船舶職員になることができる特例が設けられているところ、新船舶職員法第 22 条の３は、STCW-F 条約の締約国が発給した STCW-F 条約に適合する船舶の運航又は機関の運転に関する資格証明書を受有する者

であって国土交通大臣の承認を受けたものは船舶職員になることができることとする特例を設けているところであるが、当該特例については、新船舶職員法第22条の２に規定するSTCW条約締約国資格証明書を受有する者の特例と同様の措置を講じることとする。

○　現行の船舶職員法施行規則第65条の６は、STCW条約締約国資格証明書を受有する者であって国土交通大臣の承認を受けた者（以下「STCW条約締約国資格証明書の承認を受けた者」という。）について、同施行規則中の所定の規定（原簿の登録事項の訂正、滅失等再交付等）を準用することを定めている。

○　以上のことからSTCW-F条約締約国資格証明書を受有する者であって国土交通大臣の承認を受けた者についても、STCW条約締約国資格証明書の承認を受けた者と同様の手続きを規定する必要があることから、同施行規則中の所定の規定を準用することとする。

④　登録漁ろう操船講習事務の実施基準及び当該講習の講師の要件等（第65条の８～第65条の10関係）

○　新船舶職員法第23条において準用する同法第17条の４は、漁ろう操船講習事務は国土交通省令で定める基準に基づいて実施することを規定しているところ、当該基準として、登録漁ろう操船講習事務を管理する者の年齢や研修に関する基準等の要件を満たす者が当該事務を管理すること等を定めることとする。

○　また、同法第22条の５の規定に基づき、漁ろう操船講習を行う登録漁ろう操船講習機関の講師の要件として必要な乗船履歴を定めることとする。

○　なお、登録漁ろう操船講習機関の登録の手続、登録事項の変更届出等については、現行の登録海技免許講習に関する規定を準用することとする。

⑤　漁ろう操船講習に係る手数料（第144の２関係）

○　漁ろう操船講習を国が行う場合に、当該講習を受けようとする者が納めなければならない手数料を2,900円と定めることとする。

⑥　漁ろうに従事する外国船舶の監督（第146条関係）

○　新船舶職員法第29条の３第１項は、国土交通大臣による特定の外国船舶への立入検査（PSC）について規定しているところ、当該船舶に漁船を追加することとする。

（３）経過措置

①　船員法施行規則の一部改正に伴う経過措置

○　改正法附則第６条第２項及び第４項に基づき、基本訓練及び実技講習と同等以上の内容を有する教育訓練及び実技講習の要件を定めることとする。

②　船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部改正に伴う準備行為・経過措置

○　改正法附則第 10 条及び第 11 条において、登録漁ろう操船講習機関の登録等を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、本省令の施行前であっても当該登録を受けるために必要な準備行為を行うことができることとされているところ、この場合の国土交通大臣の当該登録の申請に必要な申請書等の受理の権限について、申請者の住所地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）に委任することとする。

○　漁ろうに従事する船舶の航行の安全に関する知識及び能力を有する旨の認定（以下「認定」という。）を受けるための要件として、知識については、漁ろう設備の使用が操船に与える影響等、能力については、漁ろう設備を使用した操船等と定めることとする。

○　認定の申請をする場合における提出書類を定めるとともに、認定の申請に必要な申請書等の受理の権限について、認定を受けようとする者の住所地を管轄する地方運輸局長も行うことができることとする。

（４）その他

登録生存講習機関、登録消火講習機関及び漁ろう操船講習機関における帳簿の保存等を電磁的に行うことができるよう、国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成 17 年国土交通省令第 26 号）を改正するほか、（１）から（４）まで以外の国土交通省単管省令における改正法の一部の施行に伴う条ズレ対応等の所要の改正を行うこととする。

３．今後のスケジュール（予定）

公　布：令和７年９月中旬

施　行：

・（１）①②：SOLAS 条約附属書の改正が日本国について効力を生ずる日

・上記以外　：STCW-F 条約が日本国について効力を生ずる日

※（３）のうち一部は、令和７年 10 月１日より施行予定。